



電気料金種別定義書 (ファミリープラン、ワークプラン)

令和5年05月25日版

株式会社エクسゲート

電気料金種別定義書【ファミリープラン】(以下、「本定義書」といいます。)は、当社の電気供給約款(以下、「電気供給約款」といいます。)に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。本定義書は、離島(その区域内において自らが維持し運用する電線路が、自らが維持し運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるもの)を除いた日本全国に適用します。なお、本定義書に定める料金および燃料費調整、離島ユニバーサルサービス調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

1. 実施期日

「本定義書」は、2020年04月24日より実施します。

2. 定義

(1) 特定卸供給 一般送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款に定める再生可能エネルギー電気特定卸供給をいいます。

(2) おてがるガス

当社のガス料金メニューである「おてがるガス」をいいます

(3) おてがる光

当社のインターネット接続サービスである「おてがる光」をいいます

3. 適用条件

(1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、以下に該当するものに適用いたします。

北海道、東北、東京、中部、北陸、九州	当社との契約時または、設備変更の申出時の①契約電流が5アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること、または、②契約容量が6キロボルトアンペア未満であること。
--------------------	--



関西、中国、四国	当社との契約時または、設備変更の申出時の契約容量または、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること
----------	--

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流、契約容量または最大需要容量

北海道、東北、東京、中部、北陸、九州	<p>イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めま</p> <p>す。</p> <p>ロ 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、契約電流または契約容量は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の値を引き継ぐものとします。契約電流または契約容量の値が不明である場合、計量器の最大容量を契約電流の値とします。</p> <p>ハ 当社は、一般送配電事業者によって、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けません。</p>
関西、中国、四国	<p>ニ 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。</p> <p>ホ 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、契約容量または最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点における値を引き継ぐものとします。契約容量または最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定が不明である場合、計量器の最大容量÷10を契約容量の値とし、計量器の最大容量が60アンペア以下であれば、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることと同義とします。</p> <p>ヘ 当社、又は一般送配電事業者は最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります</p>

4. 電気料金

(1) 料金は、最低月額料金と、使用電力量 1 キロワット時につき契約種別ごとの従量料金単価を乗じた額のうち、どちらか大きい額と、電気供給約款別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および市場電源調達調整費の合計とします。基本料金、電力量料金は、別表 1(電気料金)のとおりとします。

(2) 割引特約が適用される場合、割引額を反映した料金を計算します。なお、複数の割引種別の適用条件を満たしている場合、それぞれの割引額の合算額を反映した料金を計算します。

5. 契約電流の変更

(1) 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく月額最低料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。

(2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。

(3) 契約電流の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 2(電気供給約款の変更)(2)および(3)に準じます。



7. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款2(電気供給約款の変更)に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2(電気供給約款の変更)(2)および(3)に準じます。

8. 割引種別

おてがる光 セット割

①適用条件

「おてがる光」をご契約されており、以下の条件を全て満たす場合、「おてがる光セット割」を適用します。

- イ おてがる光の利用場所がファミリープランの需要場所と同一であること
- ロ おてがる光のお支払方法がファミリープランと同一であること

②割引額

割引額は、別表「1 電気料金」ファミリープラン おてがる光セット割適用時の通りとします。

別表

1 電気料金

最低月額料金、従量料金単価は、次のとおりとします。ただし、契約電流 15 アンペアの場合は、契約電流 10 アンペアの 1.5 倍とします。

ファミリープラン

	基本料金		従量料金単価	
北海道電力管内	契約電流 10 アンペアにつき	0円	1キロワット時につき	35.44 円
東北電力管内	契約電流 10 アンペアにつき	0円	1キロワット時につき	29.71 円
東京電力管内	契約電流 10 アンペアにつき	0円	1キロワット時につき	30.85 円
中部電力管内	契約電流 10 アンペアにつき	0円	1キロワット時につき	28.90 円
北陸電力管内	契約電流 10 アンペアにつき	0円	1キロワット時につき	30.83 円
関西電力管内	1契約につき	0円	1キロワット時につき	25.54 円
中国電力管内	1契約につき	0円	1キロワット時につき	32.83 円
四国電力管内	1契約につき	0円	1キロワット時につき	30.66 円
九州電力管内	契約電流 10 アンペアにつき	0円	1キロワット時につき	25.40 円

ファミリープラン おてがる光セット割適用時

	基本料金		従量料金単価	
北海道電力管内	契約電流 10 アンペアにつき	0円	1キロワット時につき	35.00 円
東北電力管内	契約電流 10 アンペアにつき	0円	1キロワット時につき	29.00 円
東京電力管内	契約電流 10 アンペアにつき	0円	1キロワット時につき	30.00 円
中部電力管内	契約電流 10 アンペアにつき	0円	1キロワット時につき	28.00 円
北陸電力管内	契約電流 10 アンペアにつき	0円	1キロワット時につき	30.00 円
関西電力管内	1契約につき	0円	1キロワット時につき	25.00 円
中国電力管内	1契約につき	0円	1キロワット時につき	32.00 円
四国電力管内	1契約につき	0円	1キロワット時につき	30.00 円
九州電力管内	契約電流 10 アンペアにつき	0円	1キロワット時につき	25.00 円

ワークプラン

	基本料金		従量料金単価	
北海道電力管内	契約電流 1kVAにつき	0円	1キロワット時につき	37.44 円
東北電力管内	契約電流 1kVAにつき	0円	1キロワット時につき	30.81 円
東京電力管内	契約電流 1kVAにつき	0円	1キロワット時につき	31.95 円
中部電力管内	契約電流 1kVAにつき	0円	1キロワット時につき	30.00 円
北陸電力管内	契約電流 1kVAにつき	0円	1キロワット時につき	31.93 円
関西電力管内	契約電流 1kVAにつき	0円	1キロワット時につき	26.54 円
中国電力管内	契約電流 1kVAにつき	0円	1キロワット時につき	33.83 円
四国電力管内	契約電流 1kVAにつき	0円	1キロワット時につき	31.66 円
九州電力管内	契約電流 1kVAにつき	0円	1キロワット時につき	26.40 円

ワークプラン おてがる光セット割適用時

	基本料金	従量料金単価
--	------	--------



北海道電力管内	契約電流 1kVAにつき	0円	1キロワット時につき	37.00 円
東北電力管内	契約電流 1kVAにつき	0円	1キロワット時につき	30.00 円
東京電力管内	契約電流 1kVAにつき	0円	1キロワット時につき	31.00 円
中部電力管内	契約電流 1kVAにつき	0円	1キロワット時につき	30.00 円
北陸電力管内	契約電流 1kVAにつき	0円	1キロワット時につき	31.00 円
関西電力管内	契約電流 1kVAにつき	0円	1キロワット時につき	26.00 円
中国電力管内	契約電流 1kVAにつき	0円	1キロワット時につき	33.00 円
四国電力管内	契約電流 1kVAにつき	0円	1キロワット時につき	31.00 円
九州電力管内	契約電流 1kVAにつき	0円	1キロワット時につき	26.00 円

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ は、次のとおりとします。

	α	α	γ
北海道電力管内	0.4699	-	0.7879
東北電力管内	0.1152	0.2714	0.7386
東京電力管内	0.1970	0.4435	0.2512
中部電力管内	0.0275	0.4792	0.4275
北陸電力管内	0.2303	-	1.1441
関西電力管内	0.014	0.3483	0.7227
中国電力管内	0.1543	0.1322	0.9761
四国電力管内	0.2104	0.0541	1.0588
九州電力管内	0.0053	0.1861	1.0757

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。

(1) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が(ハ)上限価格以下の場合

燃料費

調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) × (2)の基準単 / 1,000

(2) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が(ハ)上限価格を上回る場合

燃料費

調整単価 = (上限価格 - 基準燃料価格) × (2)の基準単 / 1,000

(3) 基準燃料価格、上限価格は以下のとおりとします。

	基準燃料価格	上限価格
北海道電力管内	37,200 円	55,800 円
東北電力管内	31,400 円	47,100 円
東京電力管内	44,200 円	66,300 円



中部電力管内	45,900 円	68,900 円
北陸電力管内	21,900 円	32,900 円
関西電力管内	27,100 円	40,700 円
中国電力管内	26,000 円	39,000 円
四国電力管内	26,000 円	39,000 円
九州電力管内	27,400 円	41,100 円

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(1) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりいたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から 6 月の検針日前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年の 1 月の検針日から 2 月の検針日前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	その年の 2 月の検針日から 3 月の検針日前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの 期間)	その年の 4 月の検針日から 5 月の検針日前日までの期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

北海道電力管内	1 キロワット時につき	19 銭 7 厘
東北電力管内	1 キロワット時につき	22 銭 1 厘
東京電力管内	1 キロワット時につき	23 銭 2 厘
中部電力管内	1 キロワット時につき	23 銭 3 厘
北陸電力管内	1 キロワット時につき	16 銭 1 厘
関西電力管内	1 キロワット時につき	16 銭 5 厘
中国電力管内	1 キロワット時につき	24 銭 5 厘
四国電力管内	1 キロワット時につき	19 銭 6 厘
九州電力管内	1 キロワット時につき	13 銭 6 厘

3 電源調達調整費の適用



各契約種別における料金につき、以下(1)に定義する調達単価に応じて、以下に定めるとおり調達調整費の還元または追加請求を行うものといたします。なお、当社の裁量により、下記の調達調整費(還元)および調達調整費(請求)について、(4)にて定める対応を行うことができるものとします。

(1) 調達単価の定義ならびに還元基準値および追加請求基準値の設定

調達単価	還元基準値	追加請求基準値
一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間に係るエリアプライス(お客さまの供給地点が属する供給区域のもの)の14時～23時の平均値	当月の調達単価が5円を下回った場合、各契約種別における料金から、(2)に定める調達調整費(還元)を差し引くものといたします。	当月の調達単価が13円を上回った場合、各契約種別における料金に、(2)に定める調達調整費(追加請求)を加えるものといたします。

(2) 調達調整費の算定

調達調整費は以下の算式により算定された金額といたします。なお、調達調整費の端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

調達調整費(還元)	$(\text{還元基準値} - \text{調達単価}) \times \text{使用電力量(kWh)} \times 100$
調達調整費(追加請求)	$(\text{調達単価} - \text{追加請求基準値}) \times \text{使用電力量(kWh)} \times 100$

(3) 調達調整費の請求又は還元時期

N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金(以下、本項において「対象電気料金」といいます。)に適用される調達調整費の還元または請求は、対象電気料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、調達調整費の還元額が対象電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求にて相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。

(4) 調達調整費の個別対応

当社は、(3)にかかわらず、当社の裁量により、調達調整費還元および調達調整費請求について、事前にお客さまに通知することで以下対応を行うことができるものとします。

イ 調達調整費(還元)

(イ) 調達調整費の還元を分割にて行うこと。

なお、分割の回数および1月の料金に対して行う還元額(以下「分割後還元額」といいます。)に係るお客さまへの通知は、当社が適当と判断した方法により行います。なお、分割後還元額が、1月の料金の金額を超過する場合、当該超過分を次回の料金の請求にて相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。

ロ 調達調整費(請求)

(イ) 調達調整費の請求を分割にて行うこと。なお、分割の回数および1月の料金に対して行う請求額に係るお客さまへの通知は、当社が適当と判断した方法により行います。

(ロ) (2)に基づき算定した調達調整費の一部または全部を請求しないこと。

なお、調達調整費の金額に係るお客さまへの通知は、当社が適当と判断した方法により行います。

(5) 供給契約が終了した場合における調達調整費の取扱い

供給契約が終了する場合、当社は、供給契約が終了した日時点において還元または請求していない調達調整費の合計金額(以下「未履行調達調整費額」といいます。)を、(3)及び(4)の定めにかかわらず、最終の基本料金および電力量料金の請求時に一括して還元または請求いたします。